

## アメリカザリガニの普及啓発 伝えたいポイント

片岡友美（認定 NPO 法人生態工房）

アメリカザリガニは全国の平野部から中山間部の水辺に広く分布し、各地で農業や生態系に被害を及ぼしている厄介な外来種である。一方、昭和から平成にかけては小学校の教材や絵本の題材として取り上げられるなど、子供には身近な生きものとして触れ合う機会が多く、野外採集や飼育観察の対象として親しまれてきた。こうした人気者で身近に蔓延している外来種は、飼育者が多いことや、もはや手遅れという諦念によって、これまで規制や防除などの対策が進まず、被害や分布拡大が放置されていたという問題があった。

しかし、この問題に取り組むために、環境省では2015年に生態系被害防止外来種リストを発表し、本種を緊急対策外来種に位置づけたほか、2019年度から対策検討推進プロジェクトを発足し、被害状況の調査や各地での防除、普及啓発などの試行を開始している。また、現段階においては、外来生物法による新たな枠組みでの規制も検討されている。近い将来、本種に何らかの法的規制が掛かることは間違いないと思われる。本種が水辺の人気者としてもてはやされる様はもはや過去の話になりつつある、というのが現状である。

一般的に外来種対策の一環として普及啓発活動を行う主な目的は、当該種により引き起こされる被害の実態や具体的な対策を市民に伝え、防除の理解者・協力者を増やし、対策を進めやすくすることである。環境省による対策の現状を踏まえると、令和のいまから取り組むべき普及啓発活動は、昭和・平成生まれの人たちに対して「人気者」という価値観を転換すること、次世代を担う子供たちへ「厄介物」であることを正しく伝え、新しいアプローチで教育することが重要であると考えられる。

本発表では、これまでのアメリカザリガニにおける普及啓発のやり方や問題点を示し、本種の課題解決につながる新しいやり方や伝え方のポイントについて、事例を交えて紹介する。